

住民監査請求（朝鮮学校への補助金交付） 監査結果について（概要）

平成23年 5月16日付けで提出された住民監査請求について、別添のとおり決定し、請求人に通知しました。

1 請求の要旨

大阪市が行っている朝鮮学校に対する補助金について、平成18年度から平成22年度の5年間に補助金が交付されていることがわかった。

この行為は憲法89条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」に違反している。その結果として、朝鮮学校の援助が北朝鮮への財政援助に繋がり、北朝鮮という国家のテロや核開発への資金提供にも繋がっていると危惧される。また、北朝鮮という国家が独裁国家であり、言論や表現の自由もない人権蹂躪国家であることも周知の事実であり、北朝鮮の独裁体制の延命により、北朝鮮の市民の苦しみも果てなく続くことに繋がると同時に北朝鮮という国家の延命は日本人妻や拉致被害者の帰国問題の解決を遅らせてしまうことも危惧される。

朝鮮学校は学校教育法に基づく学校ではなく、各種学校と同じ扱いであり、義務教育としての要件を満たさないため、朝鮮学校を卒業しても日本の小学校を卒業した資格すら得られず、一般の企業などへの就職ができなくなり、朝鮮学校の卒業生の進路が限られたものになっている。教員と呼ばれる職員も日本の教員免許を持っていない者がほとんどであり、また教育内容も歴史的な事実と反する歴史教育や反日教育などが行われており、近年問題となっている。さらに日本人の拉致事件に深く関与した金親子の肖像画を掲げて、金親子を崇拝するような思想教育もなされており、日本にとって朝鮮学校の教育には公益性が認められないか、その公益性が僅かであることは明らかであり、日本国並びに日本国民に対する反社会性・反公益性は顕著である。

「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」（地方自治法第232条の2）にも違反している。

日本国は朝鮮籍の子どもの公立学校への入学を認めているから、日本国民の税金を使って朝鮮の民族教育を補助する必要性もない。あえて朝鮮の民族教育を受けさせるのであれば、自分たちのお金で受けさせれば良く、その費用がない朝鮮人は日本の公立学校に通わせれば良いのである。

これらの理由により、朝鮮学校への補助金の交付は不当であり、大阪市長に対し、大阪市内にある朝鮮学校8校に対して交付した平成21年度27,000,000円と平成22年度26,500,000円の返還を求め、及び今後の補助金の交付を行わないことを求めること。

2 請求の受理

- ・地方自治法（以下、「法」という。）第242条第2項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した時は、これを行うことができないとされている。
- ・本件請求のうち、平成21年度分の本件補助金については、支出各行為から既に1年が経過しているが、請求人は、期間徒過の正当理由について何ら主張していないことから、平成22年度分の本件補助金について、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

3 監査の結果

本件請求は、本件補助金について、憲法第89条に違反している、あるいは補助等に関し公益上の必要性を要するとして法第232条の2に違反しているとして、本市職員等による違法不当な公金の支出があるとしてなされたものと解される。

(1) 憲法第89条違反とする請求人の主張について

- ・請求人は、本件補助金が「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」とする憲法第89条に違反していると主張する。
- ・しかしながら、請求人の主張は、ことさら憲法の条文のみを取り上げ、抽象的に補助金支出にかかる違憲性の判断を求めるものと言わざるを得ず、個別具体的に摘示された財務会計上の行為の違法不当性を判断し、その是正を目的とする法第242条に規定する住民監査請求にかかる監査委員の職務権限には必ずしもなじむものではないと解するほかない。

(2) 法第232条の2違反とする請求人の主張について

- ・請求人は、下記のアからエの理由により、朝鮮学校の教育は公益性がないか、あっても僅かであり、日本国並びに日本国民に対する反社会性、反公益性は顕著である旨主張する。
- ・これらの主張に対して、監査対象局は、公益上の必要性の判断は諸般の事情を考慮してなされる当該地方公共団体の裁量に委ねられており、裁量権の逸脱・濫用があった場合のみ違法となるとする裁判例を引用したうえで、本件補助金は本件補助金要綱のとおり、その目的において公益性を有しており、生徒1人あたりの補助額も他の政令指定都市に比べ突出して高いものではなく、学校法人、各種学校の認可権限を有する大阪府もそれぞれの認可を行うとともに補助金を交付している旨主張する。
- ・以下、請求人の各主張につき、判断を行うこととする。

ア 朝鮮学校の位置づけ

- ・請求人は、朝鮮学校は学校教育法に基づく学校ではなく、各種学校と同じ扱いであり、義務教育としての要件を満たさない旨主張する。
- ・これに対し、監査対象局は、朝鮮学園及び朝鮮学校は、私立学校法及び学校教育法により認可された法人及び各種学校であり解散命令及び閉鎖命令等の規定が適用され、かつ同校学則において「学校教育法に基づき、本校に入学する在日朝鮮人子女に対し初等、前期中等教育に準ずる教育を施し」と定めていることなどにより、「義務教育に準じた教育」を実施していると判断している旨説明する。
- ・この点、本件補助金要綱によれば、本件補助金は外国人を専ら対象とし、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人を対象者としたものであるから、義務教育としての要件を満たさないことは、本件補助金が適法か否かに影響を及ぼすものではない。

イ 卒業資格及び卒業生の進路について

- ・請求人は、朝鮮学校を卒業しても日本の小学校を卒業した資格すら得られず、そのことによって、一般の企業などへの就職ができなくなり、朝鮮学校の卒業生の進路が限られたものになっている旨主張する。
- ・これに対して、監査対象局は、朝鮮学園からは、中級学校卒業後、約8割が朝鮮高級学校に進学し、約2割が府立高校等の日本の高校に進学しているとの説明を受けている旨説明する。
- ・この点、卒業資格を得られないことや卒業生の進路は補助金の要件に関わりはなく、本件補助金が適法か否かに影響を及ぼすものではない。

ウ 教員免許について

- ・請求人は、教員と呼ばれる職員も日本国の教員免許を持っていない者がほとんどである旨主張する。
- ・これに対して、監査対象局は、市内朝鮮学校8校は各種学校であるため、各種学校の教員の要件として日本の教員免許は求められていない旨説明する。
- ・この点、朝鮮学校は学校教育法上各種学校であるから、監査対象局が主張するように、

教員が教員免許を保有する必要はなく、補助金の要件に関わるものではないので、本件補助金が適法か否かに影響を及ぼすものではない。

- ・なお、請求人は明確に主張するものではないが、アからウの主張が、仮に当該補助金を必要とした判断そのものについて長による裁量権の逸脱・濫用であるとの主張と解するとしても、判例によれば、補助の要否についての「決定は、事柄の性質上、当該地方公共団体の地理的・社会的・経済的事実及び各種の行政施策の在り方等の諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものであるから、公益上の必要性の判断に当たっては、補助の要否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される」が、「法232条の2が地方公共団体による補助金等の交付について公益上の必要性という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、右裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解するのが相当である。そして、地方公共団体の長が特定の事業について補助金を交付する際に行った公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。」とされており、この点、本件補助金について検討するに、監査対象局による説明や本件補助金が市会の議決を経ていることを考慮すれば、請求人の主張から、市長に裁量権の逸脱・濫用があったとまでは言えない。

エ 教育内容について

- ・請求人は、教育内容も歴史的事実に反する歴史教育、日本を敵視するようないわゆる反日教育が行われている旨、また、日本人の拉致事件に深く関与した金親子の肖像画を掲げて、金親子を崇拝するような思想教育もなされている旨主張する。
- ・これに対して、監査対象局は、平成23年1月24・25日に行った実地調査においても、反日教育が行われている、あるいは金親子を崇拝するような思想教育がなされていることを明らかにする具体的な事実・証拠は存在せず、また、会計書類の確認においても、北朝鮮との経済上のつながりを示すものは存在しなかった旨説明する。
- ・この点、現地調査においても、朝鮮学校からの聞き取り並びに朝鮮語で記載された教科書の確認などにおいては、請求人が主張するような歴史的事実に反する歴史教育やいわゆる反日教育が行われているという明白な事実までは確認できなかった。また、現地調査では普通教室に金日成氏を含む絵画が掲げられていたことは確認できたが、思想教育が明らかに行われていると認めるに足る事実は確認できなかった。
- ・そうすると、いずれにしても、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な公金の支出があったとまでは言えない。

4 結論

以上の判断により、請求人の主張には理由がない。（棄却）

(意見)

- ・本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、監査対象局は、当該補助金の創設経緯について文書の保管年限の経過などにより必ずしも明確ではない旨説明するなど漫然と当該補助金を交付し続けているのでないかという感も否めない。本市の厳しい財政状況を考慮すれば、補助金の交付については市長に一定の裁量が認められているとはいえ、この際、当該補助金に関する市民への説明責任を果たす観点から、当該補助金の目的等について検証し、公益上の必要性の有無について改めて検討を行うとともに、補助対象事業の内容及び状況等について

も検証し、補助のあり方そのものについても見直しを検討すべきである

- なお、補助金の支出にあたっては、監査対象局において実績報告書等により補助対象経費にあたるか否かの確認を行うべきことは言うまでもない。
- しかしながら、平成22年度の本件補助金においては、初級学校に隣接する幼稚園に係る工事代金が補助対象として申請されていたにもかかわらず補助対象経費に含まれていたケースなど実績報告書等の確認が不十分であるケースが数多く見受けられたところである。
- 監査対象局においては、平成22年度に支出した本件補助金に係るすべての実績報告書等について改めて確認を行い、適切な措置を講じるべきである。